

「経営者保証に依存しない融資慣行」の 着実な浸透に向けた取組状況

令和7年12月19日



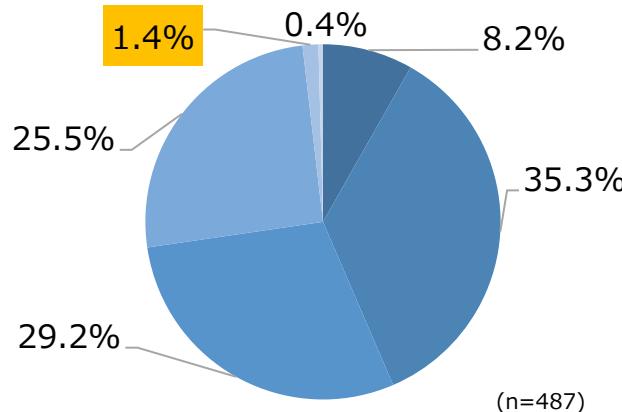
- 2025年6月19日から9月19日にかけて、全502の金融機関に対してアンケート調査を実施。本資料は、当該アンケート調査の結果等を踏まえて金融機関の取組状況を分析したもの。

金融機関における態勢整備

- 「経営者保証改革プログラム」の策定・公表から3年が経過し、無保証融資や説明・記録の取組のみならず、その着実な実施に必要な態勢整備についても、多くの金融機関で着実に実施されている。
- 態勢整備が未だ十分でない金融機関に対しても、引き続き、個別ヒアリング等を通じて取組強化を促していく。

保証契約の必要性等を記録する態勢

Q:2023年4月の監督指針の改正後、保証契約の必要性等を記録する態勢についてどのような運用を行っていますか。



■日々の営業日報に併せて記録を行う

■別途、説明記録のための書式を定め、記録を行う

■契約時の書類や、意思確認に関する書類に新たに欄を設け記録

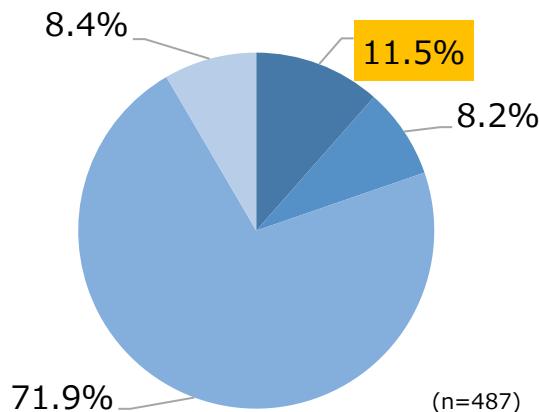
■特定の書式（項目を記載したチェックリストなど）を定め、説明内容や顧客の反応等で該当するものにチェックすることで記録に代えている

■記録について特定の運用を定めていない

■その他

保証人等への説明プロセス

Q:2023年4月の監督指針の改正後、保証人等への説明プロセスについてどのような運用を行っていますか。



■説明については特段の定めはなく、営業担当者の運用に任せている

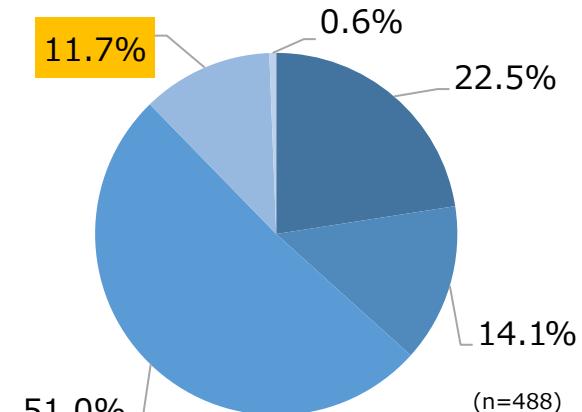
■説明内容について営業店で決裁のうえ、顧客に説明している

■本部等で特定の説明様式を定め、それを顧客に提示しながら説明している

■その他

説明・記録に係る内部モニタリング

Q:2023年4月の監督指針の改正後、適切な説明や記録について本部部署が監査やモニタリングを行っていますか。



■内部監査に加え担当部署によるモニタリングを行っている

■内部監査によるモニタリングを行っている

■担当部署によるモニタリングを行っている

■特段モニタリングは行っていない

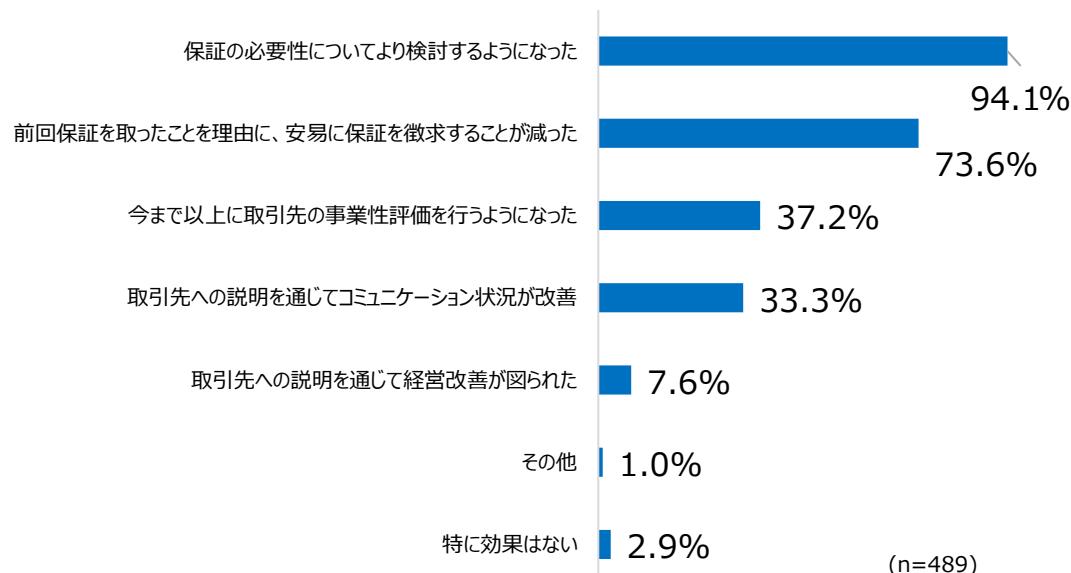
■その他

「経営者保証に依存しない融資」のメリットとデメリット

- 保証の必要性についての真摯な検討の促進や安易な保証徴求の減少をはじめ、9割以上の金融機関が、「経営者保証に依存しない融資」の促進を通じてポジティブな効果があったものと評価。
- また、経営者保証解除によるデメリットは、4割の金融機関が「なし」と回答。

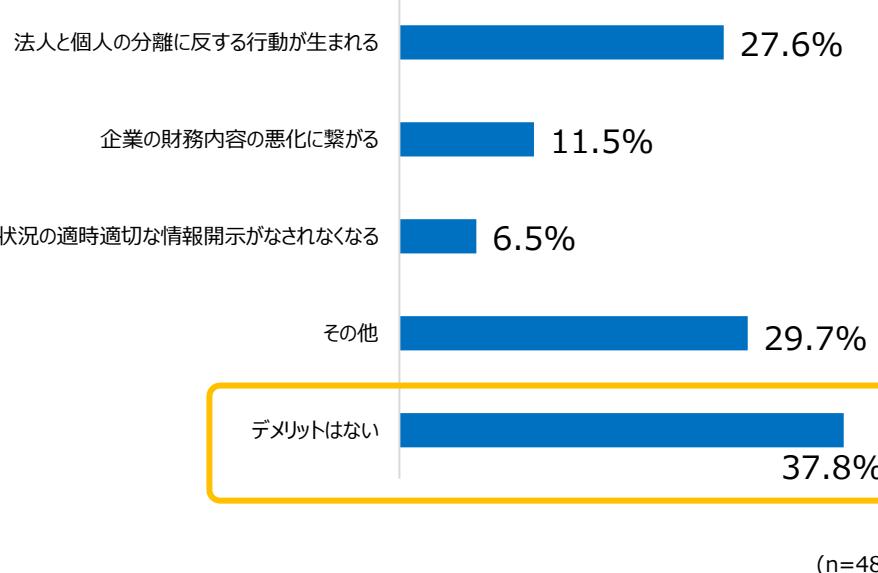
経営者保証徴求手続きの厳格化による効果

Q:2023年4月の監督指針の改正により、保証を徴求する際の手続きを厳格化したこと、どのような効果がありましたか。（複数回答可）



経営者保証解除のデメリット

Q:経営者保証の解除についてデメリットがあるとすればどのようなものがありますか。（複数回答可）

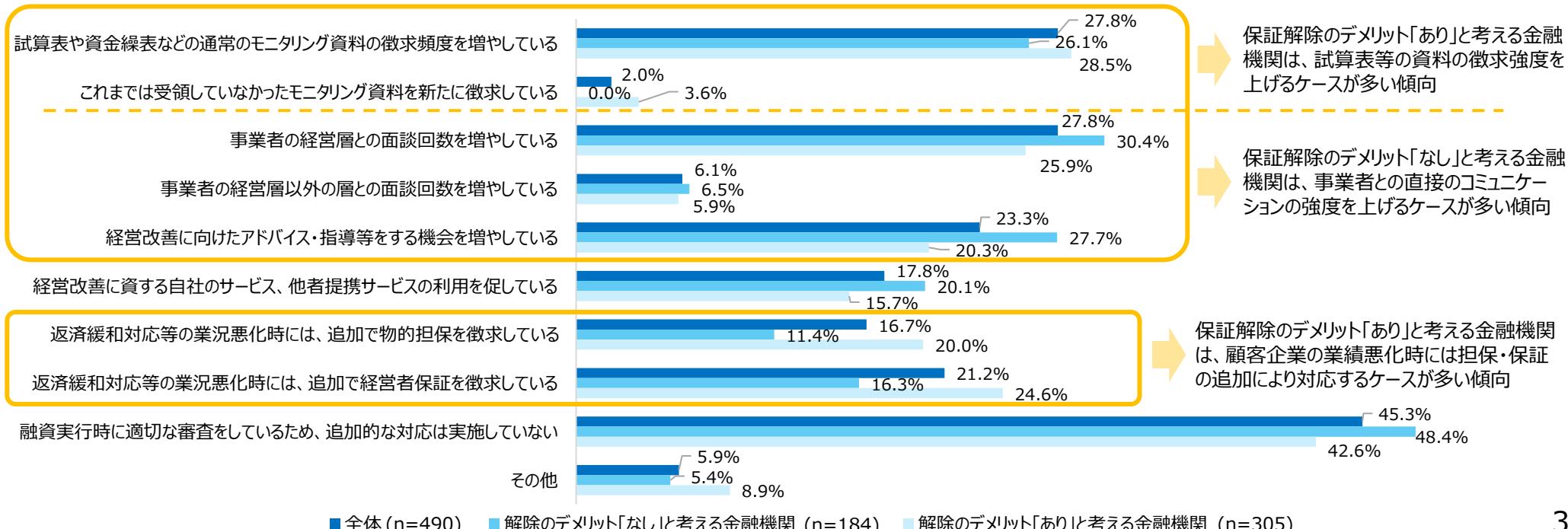


無保証融資時の追加的対応

- 過半の金融機関が、無保証融資の際に顧客企業に対して何らかの追加的対応を行っている。
- その際、経営者保証解除のデメリット「あり」としている金融機関は、「なし」としている金融機関と比較して、以下の傾向が相対的に大きいものと見て取れる。
 - ① 事業者との直接のコミュニケーションよりも、試算表等の資料の徴求強度を上げるケースが多い
 - ② 顧客企業の業況悪化時には担保・保証の追加によって対応するケースが多い

無保証融資の実行後の追加的な対応

「Q：経営者保証の解除によるデメリットが発生しないよう、無保証等融資の実行後にどのような対応をされていますか。（複数回答可）」に対する回答（全体の回答状況並びに「Q：経営者保証の解除についてデメリットがあるとすればどのようなものがありますか。（複数回答可）」に対して「デメリットはない」と答えた金融機関及びそれ以外の金融機関の回答状況に分類）



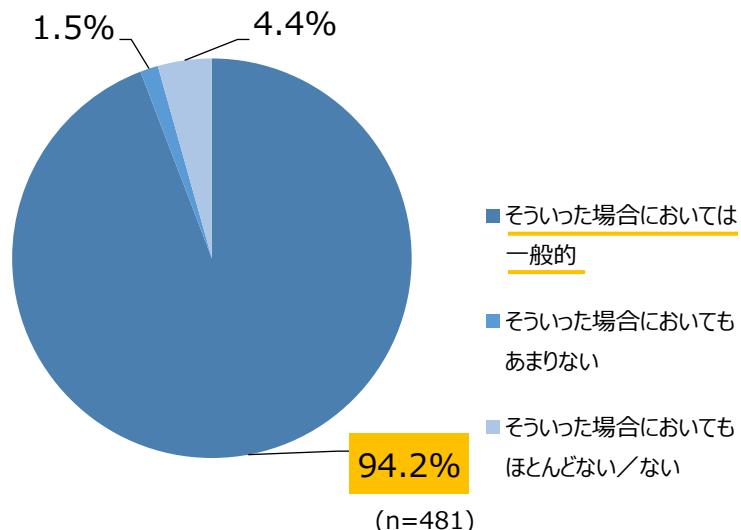
金融機関と信用保証協会との連携（経営者保証の要否に関する判断）

- 信用保証付融資を実行する際の経営者保証の要否に関する判断は、大半のケースにおいて一致しているものと考えられる。

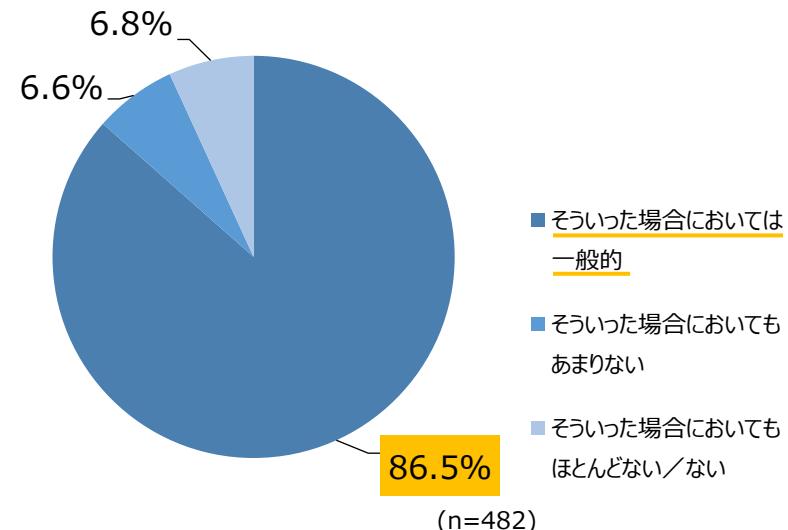
信用保証付融資を実行する際に経営者保証を徴求する場合／しない場合における判断

Q：信用保証付融資について経営者保証契約の締結を検討するに際して、以下のそれぞれの場合においてどのようなケースが生じているか、又は生じていないかを回答してください。（注：いずれも本店のある都道府県における状況）

自金融機関において経営者保証契約が必要である旨を判断した上で信用保証協会に確認を求めた場合において、同様の判断がなされるケース（結果として経営者保証契約を締結する）



自金融機関においては経営者保証契約が不要である旨を判断して信用保証協会に確認を求めた場合において、同様の判断がなされるケース（結果として経営者保証契約を締結しない）



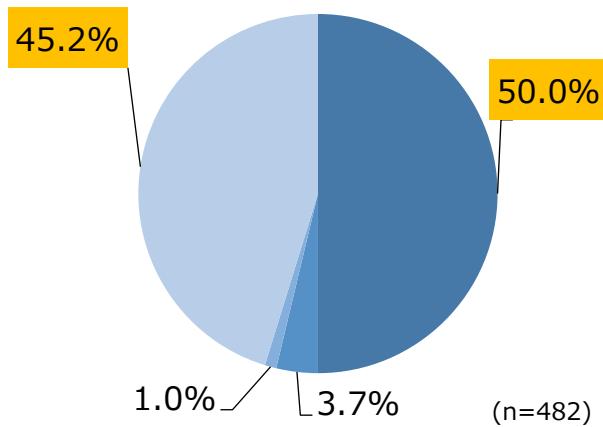
金融機関と信用保証協会との連携（経営者保証徴求時の対応）

- 信用保証付融資を実行する際に経営者保証を徴求する場合、金融機関と信用保証協会との間で経営者保証の要否に関する判断が当初分かれたか否かに関わらず、大半のケースにおいては、保証人等への説明に際して、両者の間で必要十分な意思疎通ができている。

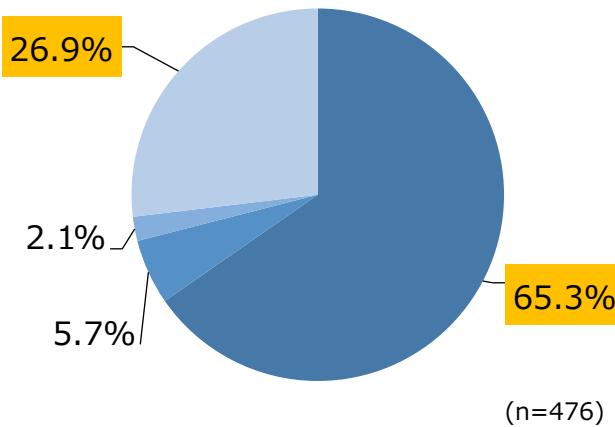
信用保証付融資を実行する際に経営者保証を徴求する場合における信用保証協会とのコミュニケーションの状況

Q：信用保証付融資について実際に経営者保証契約を締結するに際して、それぞれの場合においてどのようなコミュニケーションがとられているかを回答してください。（注：いずれも本店のある都道府県における状況）

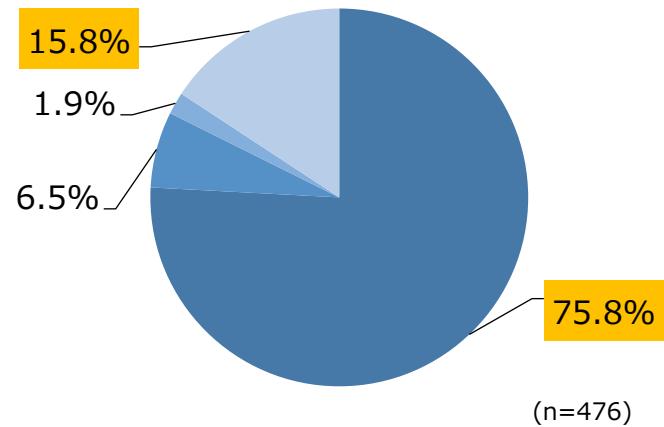
自金融機関及び信用保証協会の両者とも、経営者保証契約が必要であると判断していた場合



自金融機関は経営者保証契約が必要、信用保証協会は不要とそれぞれ判断していた場合



自金融機関は経営者保証契約が不要、信用保証協会は必要とそれぞれ判断していた場合



- 信用保証協会にも必要性等に関する説明や説明材料を提供してほしいと考えておらず、充分に提供してくれている
- 信用保証協会にも必要性等に関する説明や説明材料を提供してほしいと考えておらず、充分には提供してくれないこともある
- 信用保証協会にも必要性等に関する説明や説明材料を提供してほしいと考えておらず、充分に提供してくれない
- 信用保証協会からの必要性等に関する説明や説明材料の提供は特に必要ない

- 信用保証協会にも必要性等に関する説明や説明材料を提供してほしいと考えておらず、充分に提供してくれている
- 信用保証協会にも必要性等に関する説明や説明材料を提供してほしいと考えておらず、充分には提供してくれないこともある
- 信用保証協会にも必要性等に関する説明や説明材料を提供してほしいと考えておらず、充分に提供してくれない
- 信用保証協会からの必要性等に関する説明や説明材料の提供は特に必要ない

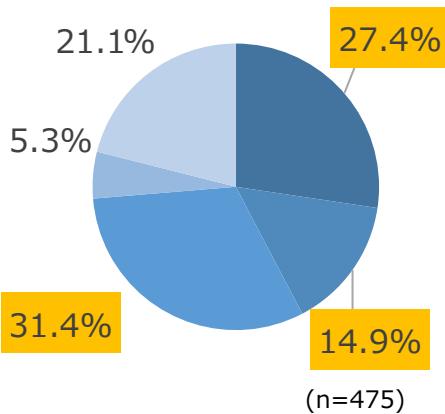
- 信用保証協会にも必要性等に関する説明や説明材料を提供してほしいと考えておらず、充分に提供してくれている
- 信用保証協会にも必要性等に関する説明や説明材料を提供してほしいと考えておらず、充分には提供してくれないこともあります
- 信用保証協会からの必要性等に関する説明や説明材料の提供は特に必要ない

経営者保証に関する情報の管理方法

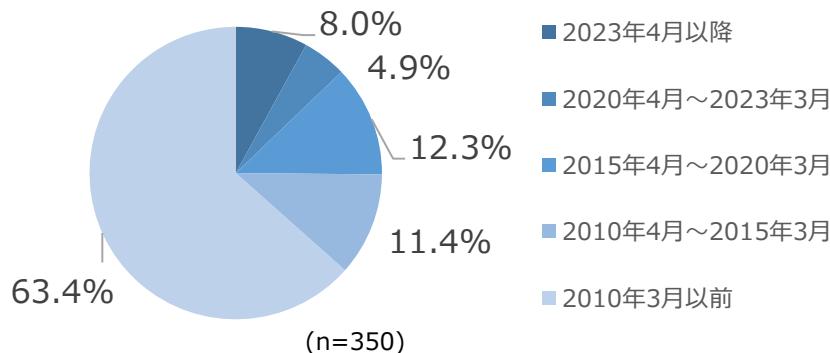
□ 根保証契約及び個別保証契約のいずれについても、係る情報管理のシステム化は年々進んでおり、
足元では7割以上の金融機関がシステムによる情報管理を実施している。

根保証契約の管理方法

Q：根保証の情報の管理方法として、最も近いものを一つ回答してください。

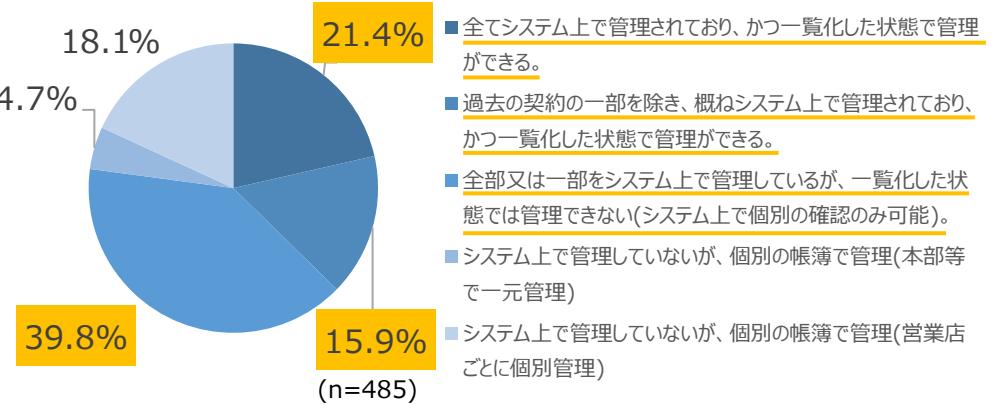


Q：根保証についてシステム上で管理を開始した時期を選択してください。

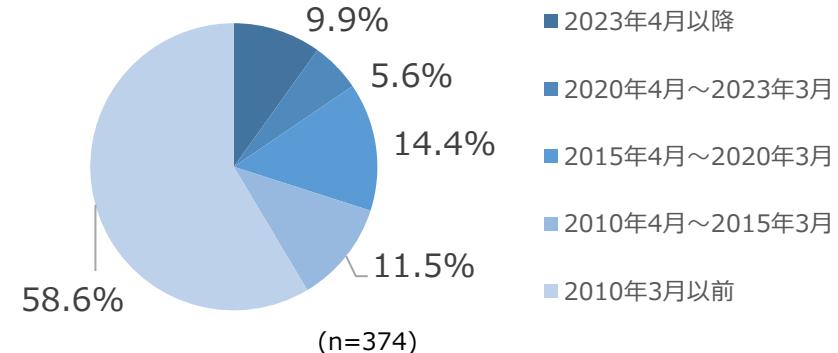


個別保証契約の管理方法

Q：根保証以外の個別保証の情報の管理方法として、最も近いものを一つ回答してください。



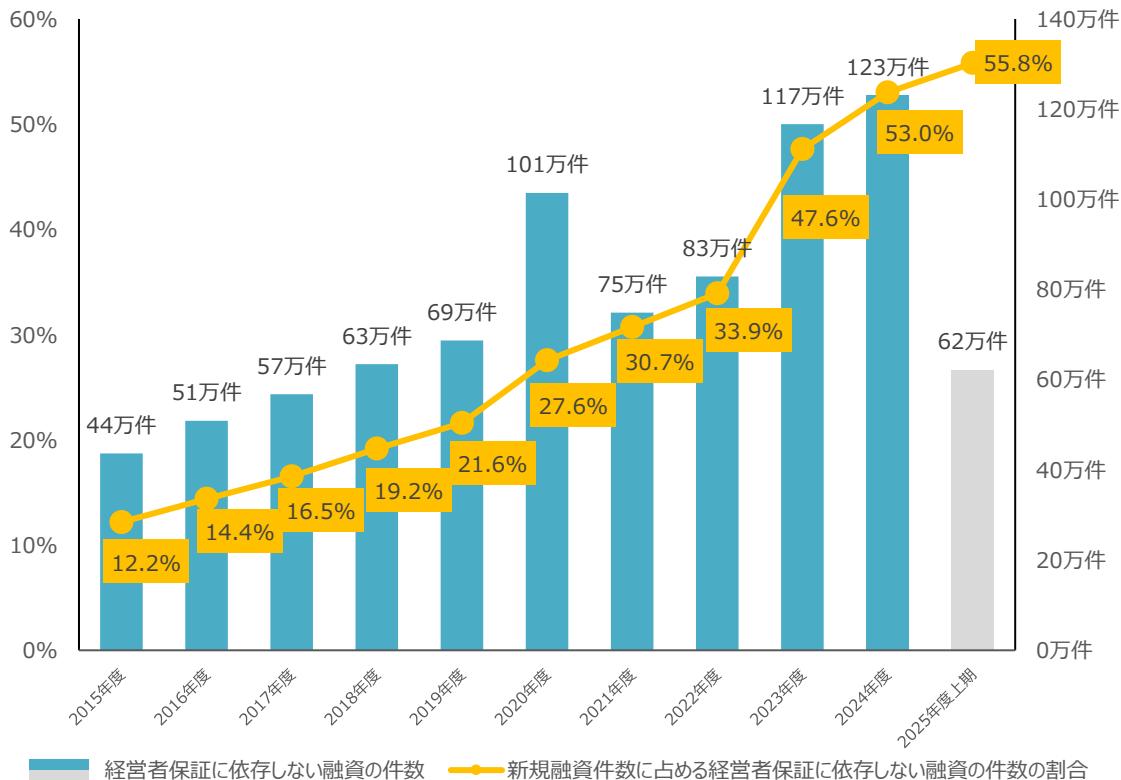
Q：根保証以外の個別保証についてシステム上で管理を開始した時期を選択してください。



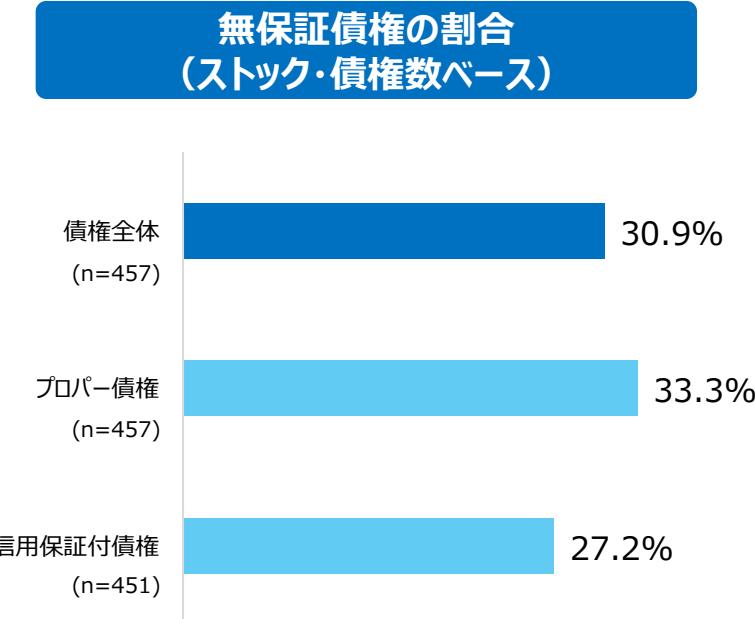
「経営者保証に依存しない融資」の取組の進捗

- 「経営者保証改革プログラム」をはじめとする取組を進めてきた結果、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の割合は2024年度に5割を超過。
- また、今回の調査によれば、ストックベースの無保証債権の割合も3割に達しており、「経営者保証に依存しない融資慣行」が着実に浸透しているものと評価できる。

【参考】経営者保証に依存しない融資の実績の推移（フロー・融資件数ベース）



無保証債権の割合（ストック・債権数ベース）

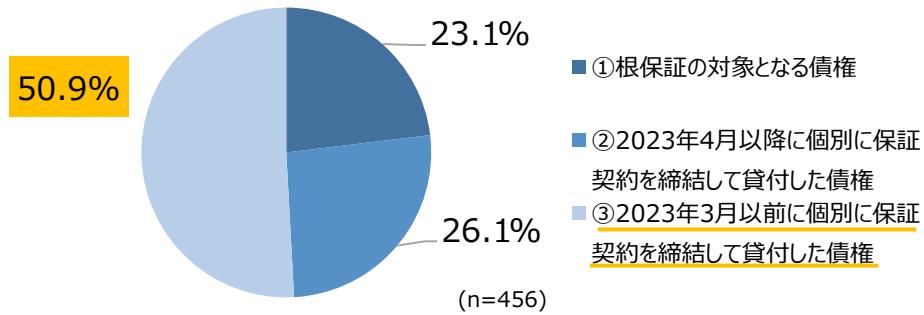


※上記は、アンケートへの回答を基に金融機関別に「無保証債権数／全債権数」（2025年3月末時点）の割合を推計した上で、その平均値を算出した推計値（n:それぞれ回答のあった金融機関数）

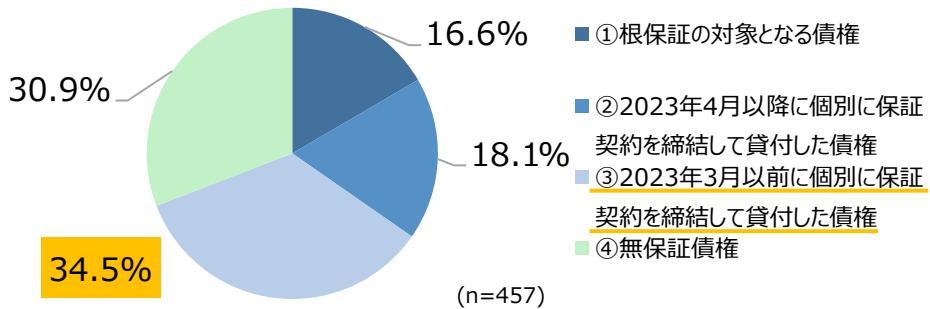
保証の必要性等の説明・記録の取組の進捗

- 従来の監督指針の改正により、2023年4月以降の新規融資に係る個別の保証契約及び既存の根保証契約については、その必要性や解除の可能性等に係る説明・記録を求めており、2025年度上期の新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」件数と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資」件数との合計の割合は、99.8%に達した。
- 他方で、ストックベースでは、有保証債権及び有保証債権に係る債務者のいずれについても、監督指針において説明・記録が明示的に求められてはいない性質の債権・債務者がうち5割を占める。

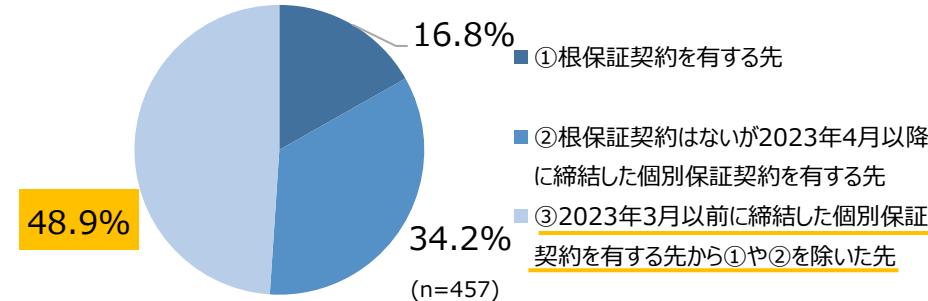
有保証債権の構成比率（ストックベース）



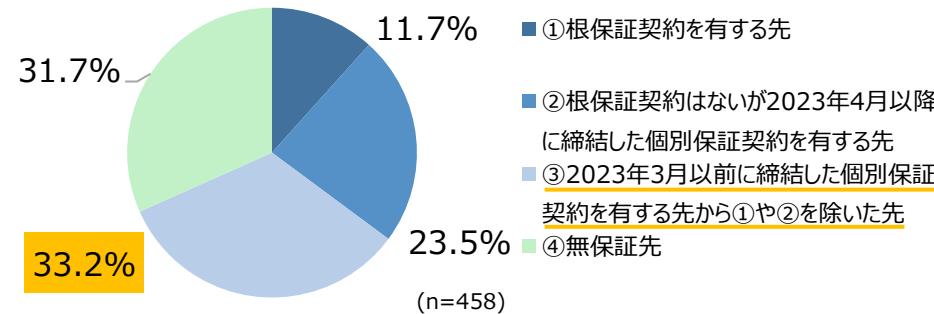
参考：全債権ベースでの構成比率



有保証債権に係る債務者の構成比率（ストックベース）



参考：全債務者ベースでの構成比率

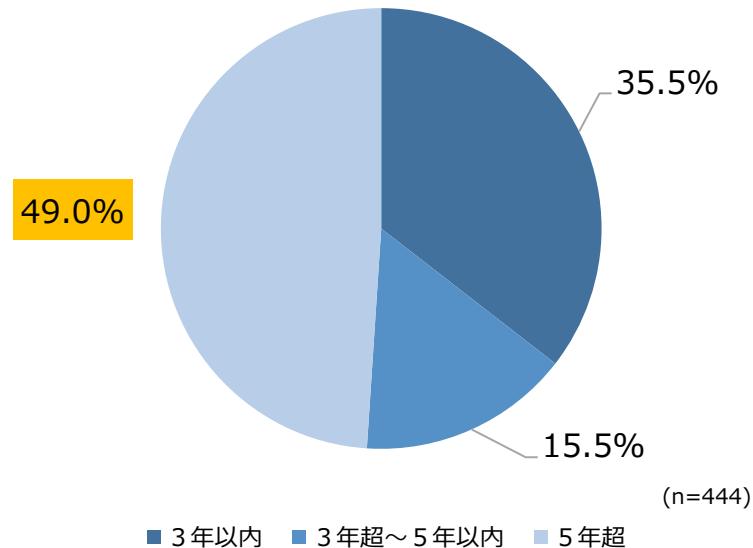


※上記は、アンケートへの回答を基に金融機関別に「各債権数／全有保証債権数（又は全債権数）」及び「各債務者数／全有保証債権に係る債務者数（又は全債務者数）」（いずれも2025年3月末時点）の割合を推計した上で、その平均値を算出した推計値（n:それぞれ回答のあった金融機関数）

経営者保証改革プログラム以前の有保証債権の残存年数

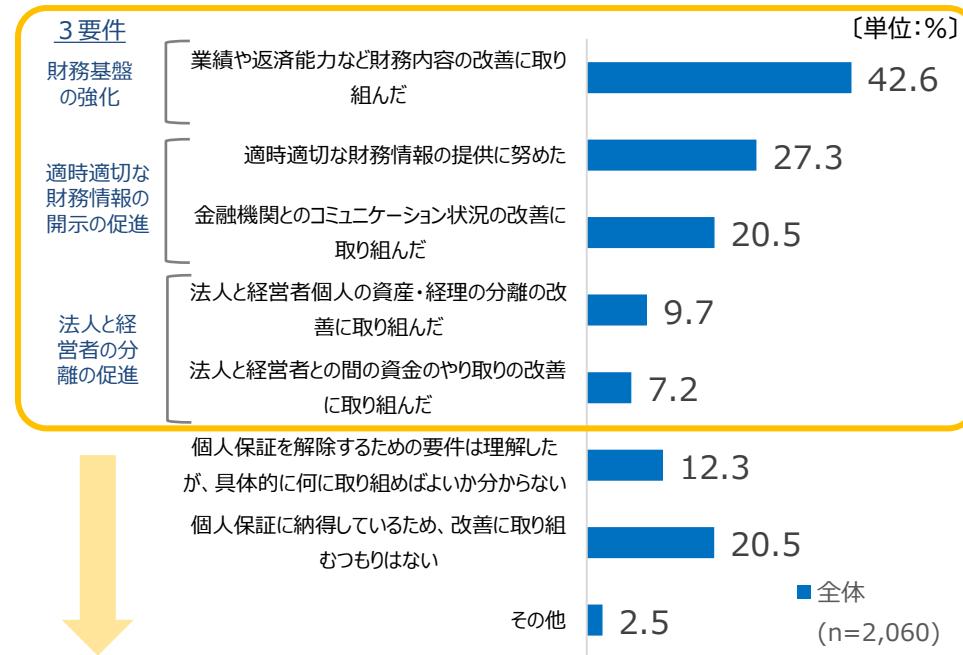
- 2023年3月以前に保証契約が締結されており、「経営者保証改革プログラム」及び監督指針において説明・記録が明示的に求められてはいない性質の有保証債権のうち5割は、その残存期間が5年超。
- 今後、金融機関が更に一步踏み込んで、こうした層にも可能な限りアプローチし、保証解除や経営改善に向けた説明や支援を講じていくことで、一層の「経営者保証に依存しない融資慣行」の浸透や顧客企業の経営改善が期待できる。

監督指針において説明・記録が明示的に求められていない
有保証債権の残存年数の構成比率



※上記は、アンケートへの回答を基に金融機関別に「2023年3月以前に個別に保証契約を締結したうえで貸付した債権」に関する残存年数別の割合を推計した上で、その平均値を算出した推計値 (n:回答のあった金融機関数)

【参考】金融機関からの説明後に
顧客企業が改善に取り組んだ事項

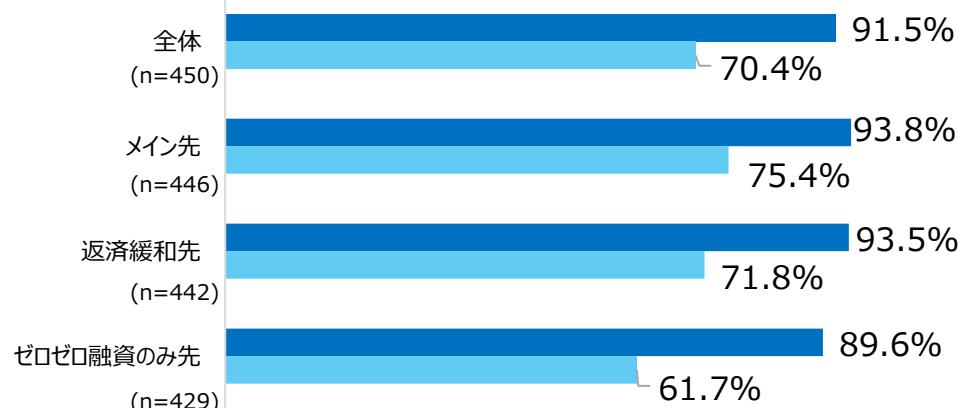


67.5%（重複排除）の事業者が、経営改善によりガイドラインの3要件を充足するための取組を実施

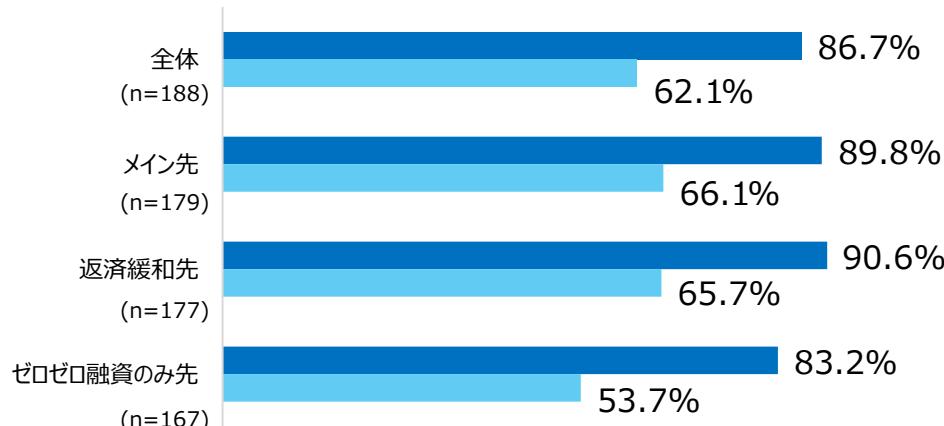
顧客企業との接触頻度

- 本店所在地であるか否かにより多少の差異はあるが、大半の顧客企業に対しては、金融機関は少なくとも年に1回は直接コミュニケーションを取る機会を設けている。
- こうした機会を着実に活用すれば、経営者保証改革プログラム及び監督指針を踏まえた説明・記録の対象となっていない顧客企業に対しても、現下の経営状況や返済状況に鑑みた保証契約の必要性や今後の改善可能性について説明することは十分に可能と考えられ、各金融機関のリソースや顧客企業との関係性に応じて係る取組を進めていくことが期待される。

顧客企業との接触頻度
(本店のある都道府県における状況)



顧客企業との接触頻度
(本店のある都道府県以外の地域における状況)



※上記は、アンケートへの回答を基に金融機関別・顧客企業の性質別に接触頻度（いずれも2024年度）の割合を推計した上で、その平均値を算出した推計値（n:それぞれ回答のあった金融機関数）